（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第十項を第十五項とし、第七項から第九項までを五項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の五項を加える。

7　所得税法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に所得税法第百三十七条の二第一項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

8　前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

9　所得税法第百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に同条第一項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

10　所得税法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、同項に定めるところにより国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に所得税法第百三十七条の三第二項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11　前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

（修正申告の特例）

第二十条の二　所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条の二において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の二第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

第二十一条に次の四項を加える。

3　所得税法第百五十三条の二（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の二第一項に規定する国外転出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の二第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

4　所得税法第百五十三条の三（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

5　所得税法第百五十三条の四（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十三条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

6　所得税法第百五十三条の五の規定は、同条に規定する国外転出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書に係る国税通則法第十九条第一項に規定する税額等が過大であるときについて準用する。

第二十八条第一項中「第三十七条の十一の四第一項」の下に「、第三十七条の十四の二第八項」を加え、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十二条第二項第一号」を「第四十一条の二十二第二項第一号」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中「申告による納付等」を「及び第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定により適用する場合を含む。）」に改め、同表租税特別措置法の項中「第十八条第六項」の下に「及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表国税通則法の項中

第六十五条第三項第二号	加算した金額
	所得税、

を

	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定するこれらの金額を加算した金額）
	所得税、復興特別所得税、

に改め、同表租税特別措置法の項中

第六十五条第二号	第七十条第四三号
	第七十三条第